

あなたの会社の  
資金繰りは  
大丈夫ですか？

# 経営者として知っておくべき

## 「中小企業金融円滑化法」の内容と対策

### ✓ 成立の背景

サブプライム問題に端を発した金融危機は日本経済にも波及し、現在でも日本企業は厳しい経済環境下にあります。特に中小企業においては業績が急激に低迷し、日常の資金繰りに窮しているケースが多く見受けられます。

このような厳しい状況の中、2009年11月30日に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、中小企業金融円滑化法）」が成立しました。そして、2011年3月までの時限立法として、2009年12月4日より施行されました。

当初の構想では「強制的に借金返済を猶予する」という内容でした。しかし最終的には、企業からの貸し付け条件変更の申し出に対して、金融機関が可能な限り応じるように要請する「努力規定」に近い形で落ち着きました。

### ✓ 目的

中小企業金融円滑化法の目的は、中小企業に返済猶予を与え、一時的に難局をしのいでもらうことではありません。「**一番の目的**

は、与えられた猶予期間中に、中小企業に経営改善を行ってもらうことなのです。

### ✓ 法律の概要

中小企業金融円滑化法をうまく活用するためには、その概要をしっかりと理解しておく必要があります。この法律の内容は、次の4つに分類することができます。

- ① **金融機関の努力義務**  
金融機関は、中小企業または住宅ローンの借り手から申し込みがあった場合には、できるだけ貸付条件の変更など、債務の弁済負担を軽減する措置をとる。
- ② **金融機関自らの取組み**  
金融機関の責務を遂行するための体制整備。実施状況と体制整備状況等の開示を行う。
- ③ **行政上の対応**  
実施状況の当局への報告を行い、当局はその報告をとりまとして定期的に公表する。
- ④ **さらなる支援措置**  
信用保証協会による中小企業向け公的保証の充実を進める。

### ✓ メリット

中小企業金融円滑化法を活用するメリットは3つあります。

- ① **返済猶予や、返済期間の延長等の借入条件の変更**  
これまで借入条件を変更すると、金融機関内での格付けがランクダウンし、新規融資が受けにくくなっていました。しかし、金融検査マニュアルが中小企業金融円滑化法と共に改定され、「条件変更を行っても不良債権としない」ことになりました。そのため、リスケ中も新規融資を受けられるようになります。
- ② **借入条件の変更を行っても不良債権とされないため、新規借入が可能**  
これまで借入条件を変更すると、金融機関内での格付けがランクダウンし、新規融資が受けにくくなっていました。しかし、金融検査マニュアルが中小企業金融円滑化法と共に改定され、「条件変更を行っても不良債権としない」ことになりました。そのため、リスケ中も新規融資を受けられるようになります。
- ③ **金融機関による経営支援コンサルティングを受けられる**  
中小企業金融円滑化法では、中小企業の経営改善を支援するよう金融機関に努力義務が課されています。実際、金融機関も積極的に経営改善指導を行っているようです。

### ✓ 活用のステップ

- ① **金融機関への相談**  
借入条件の変更等を相談したい場合、まず借入金のある金融機関の担当者へ相談することです。民間金融機関だけでなく、政府系金融機関や信用保証協会にも条件変更を申し込めるため、相談窓口が多く設置されており、相談しやすい環境が整っています。相談の際は、業績が低迷していること、資金繰りが厳しいなど会社の状況を説明するために、各種資料を用意しておいた方がいいでしょう。月次試算表だけでなく、直近12カ月の月次推移表や資金繰り表、予約状況などを準備しておくべきです。
- ② **経営改善計画、返済計画の作成**  
借入条件の変更等の相談を受けた金融機関は、今後の経営改善計画や返済計画を検討した上で、その実現に必要な条件変更等を行います。申し込み時に経営改善計画がなかったとしても1年以内に改善計画を策定できると見込まれる場合には、先に条件変更を実施することが可能となっています。事業計画を策定した経験のない中小企業者の場合、金融機関と一緒に事業計画の検討を行うこともできます。場合によっては、顧問



執筆者  
**勢 健一**  
せしめ けんいち

アクタスマネジメントサービス株式会社  
アクタス税理士法人 パートナー／税理士

中堅・中小企業に対する税務申告やタックスプランニングなど税務業務に従事するとともに、会計・経営に関するコンサルティング業務も提供している。特に経営改善、業務改善の提案コンサルティングに注力。産業再生機構での経験を活かし、中小企業の再生支援業務や会社分割・合併などの企業再編税制コンサルティングにも携わる。税務の枠にとらわれない会社経営の視点に立ったアドバイスを心掛けている。

---

アクタスマネジメントサービス株式会社  
創業／1989年 社員数／136名  
業務内容／税務会計、国際税務、相続税、事業承継、企業再生、企業再編、証券化・流動化、経営指導、経理代行、人事労務コンサルティング、システムコンサルティング、人事労務アウトソーシング  
URL／<http://www.actus.co.jp>  
TEL／03-3224-8888  
Mail／[info@actus.co.jp](mailto:info@actus.co.jp)

税理士や企業再生支援を行っているコンサルタントなどに協力を求めることも必要でしょう。

③ **進捗状況の報告（モニタリング）**  
金融機関と正常な取引を行っている場合、企業は年に一度、金融機関に決算書のみを提出するのが一般的です。しかし、条件変更を受けられている期間中は、業績の推移と経営改善計画の進捗状況を定期的に報告する必要があります。この期間中は経営が不安定な状態であるため、少なくとも3カ月に一度は金融機関に状況報告を行い、情

報共有することが自社と金融機関の双方にとって有益となります。

経営者の中には、金融機関とのやり取りが苦手で、返済相談をすることに戸惑いを感じている方もいるかもしれません。しかし、今回の法律により、金融機関も実施状況を報告し、検査・監督されますので、こちらからの相談には、真摯に対応してくれることでしょう。まずは勇気を持って、金融機関へ相談してみてください。

なお、それでも不安な方、対応方法などを知って、余裕を持って返済相談に臨みたい方は、ぜひ弊社セミナーにご参加ください。

無料セミナーのご案内

# 経営者のための 資金繰りセミナー

「中小企業金融円滑化法」の活用法  
& 経営改善計画書の作成の急所

日時  
**2010年4月23日(金)**  
16:00~18:00

場所  
アクタスマネジメントサービス棟 セミナールーム  
〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F

定員  
先着**30**名

テーマ  
中小企業にとって最も重要なのが資金繰り。その一助となる中小企業金融円滑化法の内容、活用法をお伝えします。経営者を悩ます金融機関との折衝の方法、経営改善計画書の作成ポイント等、資金繰り対策のテクニックも余すところなく伝授します。

- ✓ 中小企業金融円滑化についての実践的ポイント解説
- ✓ 融資申し込みに必要な資料とは
- ✓ 融資を受けやすくするためのポイントは
- ✓ 経営改善計画書、その作成の急所とは...etc

講師  
**勢 健一** せしめ けんいち

セミナー実績  
「財務、税務から見た企業再生」「税理士のための企業再生」「会社分割に係る税務」「組織再編税制のポイント総点検」執筆実績  
「貸出条件緩和先の再建計画書」(共著 銀行研修社)「産業再生機構 事業再生の実践」(共著 商事法務)「ターンアラウンドマネージャー」(銀行研修社)

申込方法  
弊社Webサイトからお申込みください  
**<http://www.actus.co.jp>**

セミナーに関するお問い合わせ  
Tel: **0120-459-480**  
Mail: [seminar@actus.co.jp](mailto:seminar@actus.co.jp)

アクタスマネジメント 検索